

監査報告第5号
平成31年（2019年）1月24日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 武 市 憲 一
同 本 郷 俊 史

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等（事務監査）

財政局 税政部 北部市税事務所
東部市税事務所
スポーツ局 スポーツ部
招致推進部
子ども未来局 児童相談所
建設局 土木部
教育委員会 生涯学習部
市立学校
選挙管理委員会事務局

3 出資団体等監査

札幌丘珠空港ビル株式会社
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
一般財団法人札幌市交通事業振興公社
公益財団法人札幌市生涯学習振興財団
公立大学法人札幌市立大学
北のふるさとNグループ
札幌国際芸術祭実行委員会

2 定期監査等（工事監査）

建設局 土木部（維持担当部以外）
都市局 建築部
中央区 土木部
西区 土木部
手稲区 土木部

定 期 監 查

(事務監査)

平成30年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成29年10月1日から平成30年9月30日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

平成30年9月5日から同年12月14日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第1 重点項目に係る指摘事項

「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った結果、次のとおり改善を要する事項がみられた。

1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの

【スポーツ局スポーツ部】

公有財産を常に良好な状態で管理するため、現地調査を行った際の現地の状況及び処理経過を公有財産実地管理記録調書に記録し保管することとされているが、所管する土地について、この調書が備えられていないものがみられた。

今後は、関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

第2 指摘事項

1 支出事務

(1) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会生涯学習部】

産業廃棄物収集運搬・処分の委託において、受託者と取り交わした契約書に関係法令等で定められた必要事項の記載がないものがみられた。

今後は、関係法令等に留意するとともに、チェック機能の強化を図り適正な事務の執行に努められたい。

(2) 履行検査に関する事務を適正に行うべきもの

【スポーツ局スポーツ部】

手稲山シャンツェ草刈除雪等業務において、検査員が現場にて完了を確認していたが、仕様書で完了届に添付することと定めている作業工程の分かる写真等が添付されないまま、履行検査を行っているものがみられた。

今後は、関係規程等に十分留意し、チェック体制の強化を図り、適正かつ厳格な検査業務の執行に努められたい。

(3) 旅費の支給に関する事務を適正に行うべきもの

【子ども未来局児童相談所】

普通旅費の支給に関する事務において、出張日より前に出張命令書等による支出負担行為に係る伺の事務処理を行うべきところ、出張日から数か月が経過した後、日付を遡ってこの処理を行っているものが多数みられた。

今後は、旅費に関する一連の事務処理を適切に執行するとともに、チェック体制の強化に努められたい。

(4) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの

【スポーツ局招致推進部】

一時限りの経費に係る資金前渡を受けた職員は、その用件終了後、7日以内に資金前渡精算書を作成し、関係書類を添えて精算を行うこととされているが、この精算処理が約5か月遅延しているものがみられた。

資金前渡は支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要が

あることから、今後は、会計規則等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

2 財産管理事務

(1) 給油指図書への交付に関する事務を適正に行うべきもの

【子ども未来局児童相談所、教育委員会生涯学習部】

給油指図書の交付に際し、以下の事例が多数みられた。

【子ども未来局児童相談所、教育委員会生涯学習部】

ア 給油指図書を使用する際は、係長等が品名(油種)及び給油予定数量を記入した上で課長等の承認印を受けた後に使用者へ交付すべきところ、未記入の同指図書にあらかじめ課長印を押印して保管しているもの

【子ども未来局児童相談所】

イ 交付先記載表に交付月日及び使用者名が記載されていないもの

このような取扱いは、金券の不適切な使用につながりかねないことから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

3 その他の事務

(1) 自家用車の公用使用に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会市立学校】

学校職員の自家用車を公用使用する場合の手続等については、「札幌市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」に定められているが、一部の学校において、以下の事例がみられた。

ア 要綱において対象外となっている職種の職員を登録しているもの

イ 登録する際に必要な任意保険等の証券の写しがないもの

ウ 届出時に提出された書類では、任意保険の契約内容が不明なもの

エ 届出職員と任意保険の被保険者が異なる場合において、当該保険を損害賠償に充てることについて被保険者の承諾がないもの

今後は関係規程を順守するとともにチェック体制を強化し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

第3 基本的順守事項

今回の監査において、指摘事項とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は次のとおりである。

1 歳入歳出外現金に関する事務について

【子ども未来局児童相談所、建設局土木部】

歳入歳出外現金については、経理簿により執行状況を確認し、適切に処理すべきところ、受入あるいは払出の金額が誤ったまま一定期間経過していたものがみられた。

2 物品購入における検査に関する事務について

【スポーツ局招致推進部】

契約金額が100万円を超える購入物品の納入時に行う検査の結果は、部長まで報告することとしているが、課長報告にとどめられているものがみられた。

3 旅費の精算に関する事務について

【スポーツ局招致推進部、教育委員会生涯学習部】

概算旅費の精算に関する事務について、以下の事例がみられた。

【教育委員会生涯学習部】

- (1) 概算払の旅費の精算は、旅行終了日の翌日から5日以内に完了しなければならないが、精算を行っていないもの

【スポーツ局招致推進部】

- (2) 概算払の旅費に返納金が生じた場合は、返納告知の日の翌日から10日以内に納入しなければならないが、納期限を誤って処理しているもの

4 市内旅費の支給に関する事務について

【子ども未来局児童相談所】

市内旅費の出張命令書について、以下の事例がみられた。

- (1) 出張命令権者の命令印あるいは確認印の押印がないもの
- (2) 受命者の請求印の押印がないもの

5 公有財産の貸付等に関する事務について

【子ども未来局児童相談所、建設局土木部、教育委員会生涯学習部、
教育委員会市立学校】

所管している公有財産の貸付あるいは使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する、申請時の誓約書の徴取や貸付契約書等への必要事項の記載がなされていないものがみられた。

6 固定資産台帳の登録に関する事務について

【建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

取得金額が100万円以上の備品について、固定資産台帳に登録することとされているが、この事務処理に際し、以下の事例がみられた。

【建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

(1) 該当する備品について、登録を行っていないもの

【教育委員会生涯学習部】

(2) 該当する備品について、重複して登録を行っているもの

【建設局土木部】

(3) 固定資産台帳価格が、備品出納簿の受入金額と一致していないもの

7 重要な物品の現在高報告に関する事務について

【建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

本市が所有する価格100万円以上の「重要な物品」については、毎年度、その現在高を市会計管理者に報告しなければならないが、この報告書の内容について、以下の事例がみられた。

【建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

(1) 該当する備品について、現在高を報告していないもの

【建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

(2) 報告した備品の現在高が、備品出納簿の数量と一致していないもの

【建設局土木部】

(3) 借受物品は「重要な物品」に該当しないが、これを現在高として報告しているもの

【教育委員会生涯学習部】

(4) 固定資産台帳に登録されている数量と乖離しているもの

8 備品の出納管理に関する事務について

【スポーツ局招致推進部、子ども未来局児童相談所、建設局土木部、
教育委員会生涯学習部】

(1) 備品出納簿の記載について、以下の事例がみられた。

【子ども未来局児童相談所、建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

- ア 所有している備品が記載されていないもの
【子ども未来局児童相談所】
- イ 現存しない備品が記載されているもの
【建設局土木部】
- ウ 現在高が実際の備品の数量と一致していないもの
【建設局土木部】
- エ 受入金額欄に税抜きで購入価格が記載されているもの
【子ども未来局児童相談所】
- オ 受入金額欄に複数個の受入金額合計が記載されているもの

(2) 備品使用簿の記載について、以下の事例がみられた。

【子ども未来局児童相談所、建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

- ア 所有している備品が記載されていないもの
【スポーツ局招致推進部】
- イ 課内で共用している備品が記載されていないもの
【スポーツ局招致推進部】
- ウ 使用印欄に押印がないもの

【教育委員会生涯学習部】

(3) 美術品として備品出納簿に記載されているが、絵画等美術品備品管理票が備えられていないもの

【教育委員会生涯学習部】

(4) 備品を廃棄する際は、不用物品処分伺書により所定の決裁を受けることとされているが、この不用決定手続を行っていないもの

【教育委員会生涯学習部】

(5) 指定管理者による管理運営が行われている施設に備え付けた備品が、施設の管理に関する協定書において市が指定管理者へ貸与することとした備品の一覧に記載されていないもの

9 借受物品の出納管理に関する事務について

【子ども未来局児童相談所、建設局土木部、教育委員会生涯学習部】

借受した物品及び再リースした物品が、備品出納簿及び同使用簿に記載されていないものがみられた。〔下線部は、教育委員会生涯学習部のみ〕

10 被服貸与簿の記載に関する事務について

【建設局土木部】

貸与期限を過ぎた後の貸与品の処理状況（返納、払下げ等）の記載がないものがみられた。

11 営業車チケットの交付に関する事務について

【子ども未来局児童相談所】

チケットを交付する際は、チケット簿冊に綴り込まれている交付先記載表に交付年月日や交付者氏名を記載することとなっているが、この記載を行っていないものがみられた。

12 S A P I C A等の使用に関する事務について

【スポーツ局招致推進部、建設局土木部】

S A P I C A等にチャージする際に、使用簿の所定の箇所に押印がないものがみられた。〔下線部は、建設局土木部のみ〕

13 出勤簿の整理に関する事務について

【子ども未来局児童相談所、建設局土木部、教育委員会市立学校】

出勤簿の整理に関する事務について、以下の事例がみられた。

- (1) 通常の勤務日、あるいは週休日の振替を行った際に勤務を命ぜられた日の出勤簿への押印等がないもの〔下線部は、子ども未来局児童相談所のみ〕
- (2) 検印欄に所属長の押印がないもの